

ご存知ですか？障害者差別解消法  
障害を理由とする差別を解消することにより、障害のある人も、ない人も、共に生きる社会の実現を目指します。

葛飾区  
障害者差別解消支援地域協議会  
差別解消部会

## 2 ページ

障害者差別解消法とは？

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

この法律では、国の行政機関や地方公共団体等および民間事業者（会社や商店など）による「障害を理由とする差別」を禁止することを定めています。

また、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担が重すぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。

社会的障壁とは？

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの。

利用しにくい施設、設備や制度の他に、障害のある人への偏見や従来からある慣習なども含まれます。

対象となる障害のある人とは？

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他心身の機能に障害がある人で、障害や社会的障壁によって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。障害児も含まれます。

障害者手帳をもっていない人も含まれます。

国の行政機関、地方公共団体等

不当な差別的取扱いが禁止されます。

障害のある人に対し、合理的配慮の提供を行わなければなりません。

民間事業者（個人事業主、NPOなどの非営利事業者も含みます。）

不当な差別的取扱いが禁止されます。

令和6年4月1日より全国的に合理的配慮の提供を行わなければなりません。

## 3 ページ

共に生きる社会の実現に向けて

障害者差別を解消し、共に生きる社会の実現に向けて、障害のある人やそのご家族から、以下のとおりご意見が寄せられています。

・外見ではわからない障害は多くあります。そのような障害のある人への“気付き”が大切だと感じています。

・障害のある人も、ない人も同じであるということを、小さい頃から学び、誰もが住みやすい街になってほしいと思っています。

・設備の面での配慮もとても重要ですが、気持ちの面での配慮、“心の壁”がなくなることを期待しています。

・昔と比べると今は、困っている時に声をかけてくれる人が増えていると感じています。とてもありがたいです。

・障害の理解が、まだまだ進んでいないと実感することがあります。

障害は、人それぞれで状況が違う。

様々な状況で配慮の方法は変わってくると思います。

当事者目線で考えてもらえたら嬉しいです。

葛飾区の取組について

障害者差別解消支援地域協議会および差別解消部会の設置

区では、地域における障害者差別に関する情報を共有し、障害者差別の解消に向け取組を効果的かつ円滑に行うため、区の障害者施策を総合的に推進する「葛飾区障害者施策推進協議会」を「障害者差別解消支援地域協議会」として位置づけています。

また、その専門部会として、「差別解消部会」を設置しています。  
差別解消部会は、区内の障害者団体代表者と区職員とで構成し、障害者差別解消の推進に向けた情報交換・意見交換等を行っています。

障害を理由とする差別の解消推進に関する葛飾区職員対応要領の策定  
障害者差別解消法の施行に伴い、区では、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、区職員が適切に対応するように、「障害を理由とする差別の解消推進に関する葛飾区職員対応要領」を策定し、区職員に対する研修を実施しています。

#### 4 ページ

不当な差別的取扱いとは？

不当な差別的取扱い

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。

正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが大切です。

不当な差別的取扱いの具体例

例 1

車いすを利用していることを理由に、入店を拒否する。

例 2

障害のある本人を無視して、介助者や支援者のみに対して話しかける。

例 3

聴覚障害があり、口話や筆談を希望したが、対応してもらえなかった。

※聴覚障害のある人は、手話や口話、筆談など様々な方法でコミュニケーションを取りま

す。  
その人がふだん使っているコミュニケーション方法を確認することが大切です。

#### 5 ページ

障害のある人が感じていること【体験談】

障害や病気を理由として不当な差別的取扱いを受けたと感じたことや、日常生活において配慮してほしいこと、知ってほしいことについて、以下のご意見や体験談が寄せられています。

肢体不自由・高次脳機能障害

左腕が欠損の障害があります。

エスカレーターに乗るときは、右側に乗り、右腕で手すりに掴まっています。

以前、右側に乗っている時に「こちら側は通路だからどいてくれ」と言われたことがあります。

そのとき以来、怖い思いがあり、エスカレーターには乗っていません。

障害が理由で右側に寄る必要がある、ということを知ってほしいと思います。

聴覚障害

健聴者の友人と話をしていた時に、あとから他の健聴の友人も会話に加わったのですが、それまで自分に合わせてゆっくりはっきり話してくれていたのが、健聴者同士の会話になるとスピードがとても速くなり、ついていけず、疎外感を感じました。

精神障害

周囲に精神障害があると伝えると、距離を置かれたり、いじめや嫌がらせをされるので、障害があることを隠して生活しています。

障害への理解が進み、障害を隠さなくても良い社会になってほしいと常々思っています。

難病

病気の特徴として、手の震えや思い通りに動けないことがあります。

病気のことを知っている人から、「動くのが遅い」「のろい」と言われた時は、とてもショックでした。

難病に対して、理解が進んでいないと実感した出来事でした。

#### 視覚障害

会議や打ち合わせの場で「なにかありますか」と聞かれることがあります。

特定の誰かに対する問いかけなのか、全体への問いかけなのか、わからず、困惑してしまうことがあります。

呼びかける時などは、誰を対象にしているのかを明確にしてもらえると助かります。

#### 内部障害

飲食店に行った時に、障害が理由でスープなどを残してしまうことがあります。

以前、店主より「二度と来るな」と言われたことがあります。

障害があり、水分や塩分の摂取を控える必要があることを知ってほしいです。

#### 知的障害

知的障害のある子どもと電車に乗っていた時に、子どもが声を出したり、動いたりしていてジロジロと見られたり、避けられたりと、人が離れていくことがあります。

「どんな教育をしているんだ」と言われたこともあります。

障害があることにより、声を出したり動いたりしてしまうことを理解してほしいです。

#### 6 ページ

合理的配慮とは？

合理的配慮

合理的配慮とは、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。

重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別の方法を提案することも含め、話し合い、建設的対話に努めることが大切です。

合理的配慮の具体例

例 1

車いすを利用している人などのために、スロープを付けて段差をなくす。

例 2

意思疎通が不得意な障害のある人と、絵カードを活用して意思疎通を図る。

例 3

視覚障害のある人からの申し出に対し、書類の内容を読み上げながら、説明する。

#### 7 ページ

障害のある人が感じていること【体験談】

日常生活や社会生活を送るうえで、生活しづらい原因となる障壁（バリア）が取り除かれたと感じたことや、配慮があり良かったことについて、以下のご意見や体験談が寄せられています。

#### 視覚障害

飲食店にて、熱い鉄板に乗った食べ物を注文した時に、店員の方が「お皿に換えて、切り分けましょうか」と聞いてくれたことができました。

以前に比べ、配慮していただけるお店が増え、嬉しく思います。

#### 知的障害

知的障害のある子どもと病院に行き順番を待っている時に、「他の方には説明しますので、お先にどうぞ」と早く呼んでもらえたことができました。

また、先生が子どもを尊重して、しっかりと本人に対して治療の説明をしてくれます。病院の方々が障害への理解があり、とても助かりました。

#### 高次脳機能障害

車いすで駅に行くと、駅員の方が、遠いところまで車いすを押して案内してくれました。

また、人が多い駅では、通常は通ることのできない専用の通路を通らせてくれるため、気持ちよく外出することができます。

ハード面、ソフト面、ともに配慮があり嬉しく思います。

#### 聴覚障害

車を運転していた時に、タイヤがパンクしてしまったことがありました。

困っていたら、見ていた人が代わりに電話をしてくれたことがあり、とても助かりました。

#### 肢体不自由

車いすに乗っている子どもと外出した時に、段差があり困ったことがありました。

その時、周りの方が声をかけてくれて手伝ってくれました。

数年前から、声をかけてくれる人が増え、外に出るのに気負わなくなりました。

気持ちの面での配慮が増えたことがとても嬉しいです。

#### 難病

自分がパーキンソン病だと周りの方に伝えました。

すると、理解してくれる方が増え、声をかけてくれたり、いろいろと手伝ってくれて助かっています。

何よりも周囲の理解があることにより、精神的な面でとても楽になりました。

#### 8 ページ

##### 障害に関するマークの紹介

##### 障害者のための国際シンボルマーク

障害者が利用しやすい建築物や公共輸送機関に表示する世界共通のマークです。

※車いす利用者に限定するものではなく、すべての障害者を対象としたもの。

##### 盲人のための国際シンボルマーク

視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などに付けられている世界共通のマークです。

##### 身体障害者標識

運転免許に条件を付された肢体不自由者が車に表示するものです。

##### 聴覚障害者標識

運転免許に条件を付された聴覚障害者が車に表示するものです。

##### 耳マーク

聴覚に障害があることを表すと同時に、聴こえない人・聴こえにくい人への配慮を示すマークです。

##### ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法の啓発マークです。

補助犬には、盲導犬・介助犬・聴導犬がいます。

施設や店舗の入口等に表示されています。

##### オストメイトマーク

人口肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを示すマークです。

##### ハート・プラスマーク

身体内部に障害があることを示すマークです。

#### ヘルプマーク

外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

#### ヘルプカード（葛飾区安心カード）

身体障害、知的障害、精神障害、難病など、様々な障害のある人が携帯し、困った時や災害時に周囲に助けを求めるためのカードです。

#### 相談窓口の紹介

障害者差別に関するご質問・ご相談

葛飾区福祉部障害福祉課相談係

電話 03-5654-8628（直通）

F A X 03-5698-1531

メール 075000@city.katsushika.lg.jp

区の事務・事業の担当課へ直接ご相談いただくことも可能です。

平成30年3月発行

編集 差別解消部会

発行 葛飾区福祉部障害福祉課

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

電話 03-3695-1111 内線 3376 2472 2473

F A X 03-5698-1531